

## 正 誤 表

『地方選挙の手引 平成 28 年』につきまして、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

つきましては、太字に読み替えてご利用くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### ・ 154 頁 2 行目～

誤	[答] 一般的には新たな送信行為であると考えられ、候補者・確認団体の者は、候補者・確認団体から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することはできない。
正	[答] 一般的には新たな送信行為であると考えられ、候補者・確認団体 <b>以外</b> の者は、候補者・確認団体から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することはできない。

以上